

Title	〔商法 三三六〕 配当可能な未処分利益を配当しないとする株主総会決議の適法性
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.9 (1993. 9) ,p.95- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930928-0095">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930928-0095</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法 三三六〕

### 配当可能な未処分利益を配当しないとする株主総会決議の適法性

（東京地判昭和六二年二月二十五日）  
（昭和六一年一六四八八号）  
株主総会決議無効確認請求事件  
金融・商事判例七九号二五頁

#### 〔判示事項〕

会社の経営および財務内容の安定を図るため暫時無配当とする配当政策を選択することが、一般的に不合理とはいえない場合、未処分利益を配当しないとすると株主総会決議が違法であるとすることはできない。

#### 〔参照条文〕

商法二五二条、二九〇条

#### 〔事実〕

被告Y会社は、資本金四、八〇〇万円、発行済株式総数九万六〇〇〇株の株式会社であり、原告X<sub>1</sub>は、Y会社の株式八、〇〇〇株（全株式の八・三パーセント）を、原告X<sub>2</sub>は、Y会社の株式一万六、六〇〇株（全株式の一七・三パーセント）をそれぞれ有する株主であり、原告X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>の所有持株合計は、Y会社の発行済株式総数の二五・六パーセントに達する。

被告Y会社は、設立以来順調に事業を進展させて収益を上げ、初年度を除いて三割の配当（一株あたり一五〇円）を実施し続けてきた。しかし、Y会社は、第一二期事業年度（昭和五九年一六〇年）および第一三期事業年度（昭和六〇年一六一年）について、配当可能利益があるにもかかわらず、配当を行わない旨の決議をし、第一二期においては、役員賞与をこれまでの三倍に増額し、第一三期においては、三・六倍に増額した。

原告X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>は、右の二つの事業年度についての利益処分案を承認する株主総会決議の無効確認を求めて、本訴に及んだ。その理由は、①右の決議は、株主の固有権である利益配当請求権を侵害して違法である、②被告Y会社の代表者であるAと原告X<sub>2</sub>とは夫婦であるが、Y会社が無配当とした第一二期は、右夫婦が別居した時期に相当し、Y会社の無配当決議は、X<sub>2</sub>を経済的に困窮させる目的をもって、私情によって行なわれたもので

あり、株式会社の公的性質に反し、公序良俗に違反するとの二点である。

被告Y会社は、①株式会社に未処分利益がある場合、その処分については、第一次的には株主から経営を委任された取締役会の経営判断に委ねられ、最終的には、株主総会が決するものであり、②利益配当を行なうことは、株主の私的利益に関することとがらであって、利益配当を行なわないことが株式会社の公的性質に反するというとはできないとして、決議無効原因たる法令違反はないと主張した。

〔判旨〕

原告X1らの請求を棄却。

一 「株式会社」に配当可能な利益が存したとしても、それを株主に配当するか否かは、第一次的には株主から会社の経営を委託され、利益処分案を作成し承認する代表取締役及び取締役会の経営上の判断に委ねられるのであり、その判断に誤りがあった場合における是正の方法としては、株主総会の取締役に対する選任、解任権の行使、取締役会の業務執行に対する監視権の行使、監査役の監査権の行使又は株主に与えられている各種の監督是正権の行使によるべきことが法律上期待されているのである。したがって、このような制度の在り方からみると、株式会社に存する配当可能な未処分利益を配当しないとする株主総会の決議は、それが株主の抽象的な利益配当請求権を阻害することになるにしても、原則としてそれは不当の問題を生ずる

に止どまり、直ちにそれが違法の評価を受けるものではないと解される。しかしながら、そのような未処分利益を配当しないとする決議が長期に亘って連続し、かつ、一般的な株式会社における配当政策決定の合理的な限度を著しく超えていると認められるような特別な事情があるときは、単に不当の問題に止どまらず、違法の問題を生ずるものと解するのが相当である。

右の観点から、本件各決議をみるに……被告(Y会社)においては昭和四九年ごろから恒常的に三割配当を実行してきたが、第一二期事業年度及び第一三期事業年度について配当を行わないという決議をしたにすぎず、また、……被告(Y会社)の各年の利益は減少する傾向にあって……第一二期及び第一三期の積立金の額……も従前の積立金の額……に比して相当程度減少していることが認められるのであるから、これらの事実によってみれば、被告(Y会社)のような中小会社においてはこのような場合経営及び財務内容の安定を図るために暫時無配当とする配当政策を選択することも一般的には不合理といふことはできないのであって、いまだ無配当を決定した本件決議をして、不当というに止どまらず、配当政策決定の合理的な限度を超えた違法があると評価することはできないといふべきである。さらに、「役員賞与を大幅に増額しながら株主に対しては無配当としたことをもって、配当政策決定の合理的限度を超えたものと評価することはできない」と考えられる。したがって、このような事情は被告(Y会社)の配当政策決定の不当の問題を生ずるに

止どまり、無配当を承認した本件決議の違法を根拠づけるもの  
ということはできない。」

二 「原告 ( $X_1 \cdot X_2$ )」らは、本件決議は破綻した夫婦の一方当事者の経済的困窮を目的として私情によって行われたもので公序良俗に反すると主張するが、……原告  $X_2$  の持株の比率は全株式の一七・三パーセントにすぎないのであって、他にも少なくとも株主が存することは容易に推認されるのであり、直ちに原告 ( $X_1 \cdot X_2$ )」らの主張するような事実の存在を肯認することは難しいというべきであるが、仮にそのような事実が認められるとしても、その当事者は親族法上の各種の財産的請求権を行使することによって救済される余地があるのであるから、そのような事実の故に、配当政策の在り方に関するとはいえ専ら株式会社利益処分案を承認するにすぎない本件決議の内容が公序良俗に反するとまでいうことは到底できない。」

〔評釈〕

判旨に疑問。

一 株式会社は、商法上、営利を目的とする社團であると規定されている(五二条一項、二項)。通説によれば、その場合の「営利の目的」とは、会社がその活動によって利益を獲得し、それを社員へ分配することを目的とするをいうと解されている(谷川・新版注釈会社法五二条注一「一巻三九頁」)。従って、通説によれば、会社の営利目的とは、会社自身が利益をあげるのみでは充分でなく、会社は、その事業から生ずる利益

を、利益配当の方法や残余財産分配の方法で、その社團構成員である社員に分配することまで含むこととなる。

確かに、会社という社團の構成員である社員も、営利意思を持って結集し、団体を構成するのであるが、社員の営利意思は、その結集の動機にとどまり、会社が営利を目的とするという場合には、会社自身に利益をあげる意思があるかで決するべきなのである(高鳥・新版会社法七頁)。会社という法人には、その実体はなく、法人の背後に存在する実質関係者の権利義務関係を「法人格」という法的技術を使用して便利なように整えているのが法人制度であると解する法人否定説や法人擬制説の発想によれば、社團の構成員とされる社員の営利意思、つまり、利益獲得意思が、直接的に法人制度に反映し、その制度内容そのものになりきるとも解されるので、社員の利益獲得意思を満足させる社員への利益分配が、会社という法人の有する営利目的の観念的な内容となると理解することもできよう。しかし、法人実在説を前提とすれば、社團たる法人とその社團の構成員である社員とは、別個のものとして峻別され、法人は法人として、独自に、権利を有し、義務を負担し得るのだから、法人の有する営利目的についても、法人自身にその基点を置き、社員の有する営利意思に影響されることなく、法人自身の観点から決すべきこととなる。法人自身からすれば、その活動によって自分自身が利益を獲得すれば、営利目的は充分に達成されるのであり、社員への利益分配を最終的な目的と解する必要は毛

頭ない(倉沢「営利社団法人の意義」法学研究四四卷三号二一頁も「利益の社員への分配と商行為の營業を目的とする社団ということとは、むしろまったく異なった事柄である」とされる)。社員への利益分配は、会社自身の利益獲得に次ぐ、別の段階の事項であり、その利益をどのように使用するかは、利益をあげた会社自身が決めることである。そして、多くの場合、株式会社という法人では、会社自身が、社員の有する営利意思に充分な配慮をする結果、しかるべき利益があれば、それを株主へ分配するという第二段階目の選択するのが通例というにすぎない。

右のように解すると、株式会社が利益配当を長期に、あるいは、場合によっては永久にしないこと自体は、公序に反するわけでもなく、また、強行法に反するわけでもないと解される。社員への利益分配を社団の営利目的の観念上の内容と考えるから、株式会社は利益配当ということが強行法である旨の通説の誤解が生ずるのである。判旨第一点によれば、未処分利益を長期間にわたって分配せず、「配当政策決定の合理的な限度を著しく超えていると認められるような特別な事情」が存在する場合、違法の問題が生ずると解されている。つまり、合理的な範囲を超える長期間の利益配当制限を違法と解している。このような帰結は、株式会社において、利益配当が最終的には強行的に保証されているとの誤解に基づくものと解されよう。従って、判旨第一点のこの部分の理由づけには賛成できない。

なお、通説によれば、現行法上はともかくとして、理論的にも外国にその例をみる営利財団なるものは存在し得なくなる。なぜならば、営利財団には社員が存在しなく、社員への利益分配は観念的にあり得ないからである。また、私見によれば、無配当が永久的に続き、会社自身に利益が蓄積されても、現行商法の規制からは、その利益は会社自身のために、つまり、会社の定款目的のために使用されなければならない。会社が獲得した利益を定款改正あるいは総会決議に基づいて、福祉目的のために外部へ全部を寄付するようなことは許されない。なぜならば、現行商法は、営利・公益社団たる会社を認めていないからである。

二 判旨によれば、結論的に本件無配決議は適法とされている。しかし、一〇年にわたり三割配当を続けた会社が、配当可能利益があるにもかかわらず、急に無配当となり、その一方で役員賞与を三倍、三・六倍と増額することには不自然さがある。経営および財務内容の安定を図るために、しかるべき配当可能利益がありながら無配当にするというならば、役員賞与のほうは、掘え置きか、あるいは、減額というのが物事の道理あるいは釣り合いというものではなからうか。役員賞与も、株主への配当も、物的会社にとっては、会社の保有する責任財産からの社外流出であるが、その社外流出阻止の第一の方策が無配決議でありながら、他方では、役員賞与が、三倍、三・六倍というのは、株主軽視のそしりを免れない。

確かに、株式会社には、配当政策について、自由裁量権があり、私見によれば、無配を永久的に決議し続けることも可能である。しかし、一〇年間続いた配当政策を役員に利益、株主に不利益な方向で変更するためには、それなりの合理的理由がなければならぬ。判旨は、中小企業における経営および財務内容の安定を図るため合理性があるとしているが、それは、会社自身の都合であり、何故に株主が無配を甘受し、役員が三倍、三・六倍の賞与を享受し得ることになるかの合理的理由については説明されていない。私見によれば、本件決議は、利益配当をしなくてもよいという会社と与えられた裁量権の濫用があり、民法一条に基づき、本件決議は、権利濫用のため違法と解され

## 〔最高裁判事例研究 三〇五〕

平四二（最高民集四六巻  
六号五三頁）

- 一 訴状の有効な送達のないままにされた判決が確定した場合と民法四二〇条一項三号の再審事由
- 二 判決正本が有効に送達され、右判決に対する控訴がされなくとも民法四二〇条但書の適用がない場合

立替金請求再審事件（平成四年九月一〇日第一小法廷判決）

る。本件判旨は、被告Y株式会社代表取締役AとY会社の発行済株式の一七・三パーセントを所有するXが夫婦であり、そして、関係が破綻していると認定しているわけではない。従って、その観点から権利濫用を理由づけられない。会社の裁量権濫用の理由づけとして、一〇年間続いた配当政策を合理的な理由を明示しないで、役員有利、株主不利と変更したことにともども妥当性を欠くことにはならない（並木・本件評釈・金融・商事判例八〇九号四二頁以下は判旨結論賛成）。

（平成五年六月二日稿）

加藤修

本件再審請求の対象となっている確定判決は、昭和五四年ころ、上告人Xの妻であった訴外Aが、Xの名で被告Yの特約店から買い受けた商品の代金の立替払をYに委託し、これに応じて右代金を立て替えて支払ったYがXに対して立替金及び約定手数料の残額並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めた訴え（以下「前訴」という）に対するものである。

Xの四女B（昭和四七年二月三〇日生・当時七歳九月）は、昭和五五年一〇月四日、X方において前訴の訴状及び第一回口頭弁論